

農業共同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負
工事等の施工業者に対する課徴金納付命令等に伴う指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局の競争参加有資格者である（株）クボタ及び日本車輛製造（株）が、平成27年3月26日、公正取引委員会より独占禁止法違反に基づく課徴金納付命令を受けたため、別紙のとおり、3ヵ月間の指名停止を行ったのでお知らせします。

平成27年4月28日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 宇田川 泰彦
契約管理係長 奥間 朝宏
TEL 098-866-0031（内 2356、2541） 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 政和
管理第二係長 知名 紀枝
TEL 098-866-0031（内 81321、81324） 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株)クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東1-2-47
日本車輛製造(株)	愛知県名古屋市熱田区三本松町1-1

2. 指名停止措置期間：

平成27年4月28日～平成27年7月27日(3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

(株)クボタ及び日本車輛製造(株)を含む8社は、農業協同組合等が発注する特定農業施設工事をめぐり、平成27年3月26日、公正取引委員会より独占禁止法違反で排除措置命令及び課徴金納付命令がなされた。

5. 指名停止措置理由

(株)クボタ及び日本車輛製造(株)が、公正取引委員会より独占禁止法違反に基づく課徴金納付命令を受けたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当するとして指名停止措置を行った。

○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内